

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

平成29年7月教育委員会会議：定例会

期 日 平成29年7月19日（水）開会 午後3時00分
閉会 午後4時25分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 1名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	上村 充美
	教育総務課長	花島 英雄	学 務 課 長	久保田宜孝
	指 導 課 長	相蘇 重晴	教育センター所長	古林 聖哉
	社会教育課長	檜垣 幸夫	文 化 課 長	鈴木 千春
	市民音楽ホール館長	曾山 澄雄	美 術 館 長	宍戸 信
	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫		
事務局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	加藤 昌紀

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

- ・協議事項4件、議決事項2件の上程
議決事項のうち、議案第2号については、秘密会での提案

2 議席の指定について

3 報告事項

- ・教育総務課長より報告
小菅 広計委員の任命について報告する。

このたび平成29年6月26日の佐倉市議会定例会において、市議会からご同意をいただき、平成29年6月30日付で市長より佐倉市教育委員会委員として小菅広計様が任命を受けられた。任期は、平成29年6月30日から平成31年9月30日までの2年3カ月である。小菅委員におかれては、本年3月末まで佐倉警察署

長を務められ、このたび教育委員として新たに佐倉市教育委員会の一員にご就任されたところである。

①教育長より 2 件報告

・ 6 月 27 日開催した校長会議、6 月 30 日開催の教頭会議について報告する。

校長会議は、主に 3 点について話をした。1 つ目、管理職は部課職員を理解して経営することが大事である。前ラグビー日本代表のメンタルコーチの見解を例に挙げながら、管理職は職員を理解しているようで理解していないという場面がある。組織のリーダーは身近な目標を達成するために、何を、いつまでに、誰が取り組むかを明らかにして、全員が取り組みのプロセスを共有すること。その過程で職員とのコミュニケーションを綿密にしながら、職員自身を理解することが大事である。その過程を踏まないまま数値目標を掲げたり、個別に具体的指示をしたりすると、全体の志気は高まらないし、相互の理解は生まれない。職員を理解するためには、職員個々の具体的行動目標を管理職が把握することから始める。

2 点目、学校事故の事例から、学校の瑕疵についてと学校の課題について、具体的状況を示しながら、例えば生徒の治療費の支給や被害生徒がやむを得ず行事に不参加となった場合の対応について指示をした。

3 つ目、保護者、子ども側の視点を配慮しない教育からは信頼は生まれないという話である。信頼を根底から損なう行為は修復できない。謝罪や職員の処分だけでの問題ではないと、例えば保護者の要望に対して丁寧に向き合うこと、管理職や教育委員会への報告義務を怠る行為はあってはならない。保護者や子ども目線での対応と報告義務を念頭に職責を果たしていただきたい。

教頭会議では、主に 2 点話をした。1 つ目、学校独自の指導システム、流れが円滑に展開していくかどうかをこの時期に点検することが大事である。これは無駄な活動を省いて、効率的に対応し、一日の学校生活が円滑に展開していくことにつながるということ。例えば外部からの問い合わせや電話の対応、全校集会、学年集会での決めておくべき約束事、保健室から管理職への連絡体制、教科指導者、副担任、専科教員及び部活顧問から担任への連絡体制など、日常の学校生活の中で全職員の共通理解、共通行動をしなければならぬ指導のシステム、流れなどについての的確に展開したかどうかを見きわめながら、改善していくことは大事である。

2 つ目、機能している組織の条件について話をした。機能している組織の条件の 1 つとして、優秀なチームマネージャーが存在すること、つまりまとめる力があるかどうか。2 つ目、組織全体が同じ目標に向かっていくこと、連携がうまくいかなければ足を引っ張る存在が生まれてしまう。3 つ目、成果は一人ではなし遂げられない、こういう認識を持っている組織であるかどうか。4 つ目、個々の役割が明確なこと、5 つ目、個々の長所を互いが認識し合う組織であること。果たして各学校がどうか、組織体制を整えていく上での重要な要素であることを認識しながら、職責を果たしていただきたい。

②平成 29 年 6 月市議会定例会について【教育総務課長】

平成 29 年 6 月市議会定例会について報告する。

6 月市議会定例会は、6 月 5 日から 6 月 26 日までの 22 日間を会期として

行われた。一般質問については、6月12日から6月15日までの4日間、教育委員会関係の質問については14名の議員から質問があった。主な内容としては、佐倉図書館や学校の施設整備に関する事、国の補助金要綱の改正に伴う就学援助制度の見直しに関する事、道徳の教科化や学習指導要領の改訂など教育課程に関する事など、多岐にわたる質問があった。質問の概要及び答弁の内容については、お手元に配付をさせていただいた答弁記録により確認をお願いする。

次に、議案及び請願について、教育委員会関係は議案第1号 平成29年度佐倉市一般会計補正予算については、起立多数で原案可決された。また、教育委員会の議案ではないが、人事案件として上程された議案第9号 教育委員会委員の任命については、議決結果のとおり市議会においてご同意をいただいた。続いて、請願については「国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願の2件が提出された。採決の結果については、採択された後、議案発議案として上程され、原案のとおり可決をされている。なお、詳細は議決結果一覧を配付しているので、参考にごらんいただきたい。

③平成29年度好学チャレンジ教室について【指導課長】

平成29年度好学チャレンジ教室について報告する。

この事業は、平成26年度から全小中学校の協力のもと、毎年夏季休業中に行っているものである。昨年度からは、公民館と千葉敬愛短期大学にもご協力をいただき、開催しているところである。初めに、各学校の取り組みの予定であるが、小学校の日程は学校ごとに別々ではあるが、大体2日から5日間程度、夏季休業に入ってすぐの7月21日もしくは24日の月曜日から実施する予定である。中学校のほうは、学年ごとに日程を割り振っているという学校も多く見られ、部活動の大会等の関係を考慮しながら、7月の下旬から8月の下旬にかけて開催をしている。今年度も学校からの依頼を受け、学習ボランティアの方々にもご協力をいただき、個別指導を中心に行っていきたいと思う。

次に、公民館と千葉敬愛短期大学を会場にしたものであるが、公民館は昨年度から会場が2カ所ふえ、6会場で8月の下旬に3日間ずつ、それから短期大学のほうは7月の最終3日間に開催している。詳細は2ページ、別紙の資料をごらんいただければと思う。

④平成29年度佐倉市民文化祭について【文化課長】

平成29年度佐倉市民文化祭について報告する。

市民文化祭は、これまで多くの市民の皆様に芸術文化に触れる機会という場とともに、年に1度の各文化団体を初めとした市民の方々の日ごろの練習や活動の成果を発表する場として実施している。ことしは開催期日が9月30日土曜日から11月30日木曜日までの約2カ月間で予定をしている。初日となる9月30日には、当市の市民音楽ホールでオープニング行事を開催する予定である。オープニング行事では、10時から式典を30分ほど行い、その後8団体による舞台発表を行う。あわせてロビーでは、7団体の展示発表も開催する。ほぼ2カ月間の期間中、主催事業は昨年同様に21団体、27会場

で展示会や大会などがあり、協賛事業も2団体が開催する予定である。今年度もできるだけ多くの方に各会場にご来場いただき、市民の皆様の文化活動に触れていただければと考えている。

⑤いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況について報告する。

初めに、月例調査の結果から、いじめの認知件数であるが、116件報告されている。昨年度は6月の1カ月の間で小中学校から82件のいじめの報告が昨年度あった。ただ、今年度は6月1カ月の中で38件の報告ということで、半数以下の認知という形になっている。内容としては、今までと同じように、やはり冷やかしかからかい、悪口等が74件という形で最も多い状況である。発見のきっかけとして、実はアンケート調査が30件、それから本人の保護者からの訴えが29件、それから本人の訴えが28件という形でどれも同じような数の報告であった。この6月中というのが、実は定期教育相談を実施している学校が多数ある。その際のアンケート調査をしているというところがほとんどなので、その部分からアンケート調査からという数がふえたという結果が見られている。7月、もうすぐ夏季休業に入るというところであるので、子どもたちの居場所は家庭になるが、子どもの情報に関しては学校でふだん生活している以上にアンテナを高く対応するとともに、ぜひ夏季休業中でも気になる子どもたちに対しては家庭訪問や電話連絡など積極的に行っていたら、9月1日の新学期のスタートがスムーズに進むように、今後も指導してまいりたいと思う。

⑥感染症について【指導課長】

6月21日から7月14日までの感染症の状況である。

前回会議でお伝えをした間野台小学校と上志津小学校の感染性胃腸炎の集団発生であるが、保健所との協議により終結を迎えた。最終的に類症者数は、間野台小学校が24名、上志津小学校が49名ということである。全体的な状況としては、感染性胃腸炎が25件、溶連菌感染症が22件報告されている。

なお、猛暑による熱中症の救急搬送が連日報告されているが、今年度は4月と6月に部活動の大会等で体調不良になったという形で2件報告があった。今後も水分補給や休息时间等をきちんととり、予防に努めるよう指導してまいりたいと思う。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の補足である。今報告があった感染性胃腸炎が印旛郡内の定点では先週、第28週なので7月16日までとすると、5.13人である。まだ少し、その前の週の第27週が5.94ということで減ってきてはいる。ただし、まだ少し警戒をしていたらと思う。それで、今は手足口病がかなりはやってきており、先週定点当たり6.31人ということで、これは感染性胃腸炎よりふえているが、学校の報告はいかがか。

【指導課長】

手足口病はほとんど報告がない状況である。

【委員1名より】

それから、ヘルパンギーナというのがあるのだが、これのほうが手足口病より多く7.31人なのだが、これも余り小学校で報告はないか。

【指導課長】

報告は非常に少ない、1桁の報告である。

【委員1名より】

手足口病、ヘルパンギーナは、小学校としても低学年のほうだろうということ、これから夏休みに入るので、感染者の増加というのはまず大丈夫だろうと思う。多分このまま学校では落ちつくだろうと思うが、学校で夏休みの前の注意として言っただけならばと思う。

【委員1名より】

好学チャレンジ教室について、今年から公民館を2カ所ふやしたようだが、これは大分昨年まで参加人数が多かったのも、今年もふやそうという趣旨でよいか。

【指導課長】

昨年度が中央公民館、和田公民館、志津公民館、根郷公民館という形で、会場がどちらかという佐倉地区のほうで実施した。今年度はやはり幅広く市内のほうという形で社会教育課のほうにもご協力をいただき、今年度臼井公民館と、弥富公民館でもご協力いただいたというところである。

【委員1名より】

例年このチャレンジ教室というのは非常に人気があるのだろうと思うが、ほぼ定員いっぱいまで皆さん参加されているのか。

【指導課長】

昨年度、公民館については実際に昨年度が初年度という形であり、ある程度やはり子どもたちの人数を絞りながらやらせていただいた。今年度もやはり実際に教えていただく方々がボランティアの方が中心になるという形である。新たな取り組みとして、今年度はちょっと高校生を少しボランティアで協力いただいたりということもあるが、やはり基本は個別指導みたいな形のほうを軸としてという形でやらせていただきたいと思っているので、ある程度的人数、学年や何かは制限というか、その辺対象を絞らせていただきながら取り組ませていただこうというところである。

学校に関しては、大体学年ごとに希望者と、それから先生方でちょっと気になるなという子にはぜひ声をかけて、同意を得られれば積極的に受け入れをしていくという形で、やはりこれも個別指導が軸の部分で開かせていただいている。

【委員1名より】

夏休みの貴重なお休みの時間をもらって、指導するほうも大変でしょうが、子どもはいい思い出になるようなので、ひとつ頑張って続けていただければと思う。

【委員1名より】

好学チャレンジのその他関係機関との連携に入っている対象校について、佐倉小、和田小、弥富小、根郷と続いているが、ここの小学校の対象は2年生、3年生と限定されているが、この小学校の対象校に通う子どもたちは、各小学校での

好学チャレンジにも併用して参加できるのか。例えば日付がかぶっていないければ、どちらも好学チャレンジに参加できるというような考え方でよいか。

【指導課長】

日程が全く別々のところがあるので、希望すれば参加はできる状態にさせていただいている。

4 協議事項

協議事項（１）旧堀田邸・佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の一部改正について

（２）佐倉市武家屋敷の設置及び管理に関する条例の一部改正について

文化課長より上程協議題の説明

内容：文化施設及び文化財施設の施設使用料の改定について、細部が変わった部分があることから、改めて協議をいただきたいと考えている。私からは、文化財施設について説明させていただく。なお、協議事項（１）と（２）については、非常に関連性が高いことから、一括で説明させていただきたいと思う。

この施設使用料の改正については、基本的に前回の教育委員会会議で説明させていただいたとおり、本年４月に示された佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、全庁的に統一的な積算方法により使用料の見直しをしようというものである。

前回からの変更点については３点である。まず１点が、施設使用料の額についてである。大変申しわけないが、この額について計算誤りがあり、今回新たに料金を設定する武家屋敷のうち、旧但馬家住宅については、前回ご説明した５,６６０円、資料２ページの冒頭に旧但馬家住宅５,６６０円だったものが５,６７０円、１０円変更になっている。次の旧武居家住宅が、２,７００円だったものが２,８１０円に修正させていただいている。

次に、２点目資料２ページの（４）、その表の下にある施設使用料割増の規定について、営利を目的として使用する場合の料金については、前回表記が統一されていなくて、わかりづらいというご指摘もあったので、単位使用料の１０割の額を割増使用料として徴収するという形で修正している。

３点目、次の（５）の施行の日についてであるが、新料金の適用は前回同様平成３０年４月１日以降の使用分についてということで、この点について変更はないが、申請日について２９年１２月１日以降に申請があったものから新しい料金を適用することとしている。協議事項（１）の説明、変更点につきましては以上である。

続いて、関連している協議事項（２）について説明させていただく。

こちらは武家屋敷の設置及び管理に関する条例の一部改正については、先ほど施設使用料について説明したように、武家屋敷については新たな施設使用料を設定することとなるが、設定するための前提となっている施設使用に関する規定が、この武家屋敷の設置管理条例には現在ないことから、それに伴う必要な整備を行うものである。

具体的には、資料２ページ、新旧対照表をつけているが、武家屋敷については使用の承認という項目を追加し、また６条の入館料という項目を新たに追加している。今回この協議の後、今後は次回の８月の定例教育委員会にて議案としてご審議い

ただいた後、8月議会に上程する予定で事業を進めさせていただきたいと考えている。私からの説明は以上である。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（3）佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
市民音楽ホール館長から上程協議題の説明

内容：6月の定例会でもご説明をさせていただいているので、その後変更のあった箇所を中心に説明をさせていただく。

初めに1ページ、1、対象例規、2、背景については特に変更はない。

3の対応方針、（1）使用料の額の改定について、6月の定例会のときから変更箇所が2箇所あるので説明をさせていただく。変更箇所は、ホワイエの施設使用料のうち、夜間の部と全日の改定案の額である。夜間の部の現行使用料は、午後の部と同じ1,890円であるが、今回の見直しにより計算上の改定額との乖離が生じ、激変緩和措置である上限1.5倍の適用の対象となった。前回協議時には午後の部と同額の約1.5倍となる2,830円としたが、午後の部4時間と夜間の部3.5時間で貸し出し時間の時間数が異なるにもかかわらず同額となっていた。

再検討した結果、今回の見直しの基本方針では貸し出し面積、貸し出し時間に応じた料金体系にすることになっているので、貸し出し時間数が異なる区分の料金と同額とするのは望ましくないと判断して、使用料の見直しを許可する担当課と協議の上、夜間の部の改正案を午前の部3時間の改正案2,140円の時間単価、これが大体713円ぐらいになるのだが、これに夜間の部の貸し出し時間数3.5を乗じ10円未満を切り捨てた2,490円に変更することとした。また、夜間の部の料金の変更になることにより午前、午後、夜間の料金を合計した全日の料金も7,800円から7,460円に変更となっている。このほかについては、6月の協議からの変更はない。

続いて、3ページ、（5）の施行の日であるが、公布の日から平成30年4月1日以後の使用料について適用することとした。

4、政策内容、5、改定予定については、記載のとおりである。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（4）佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
美術館長から上程協議題の説明

内容：こちらもしきの3項と同様に、佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づいた改正である。前回の定例教育委員会議で説明したところと変更が1項目あったので、そちらを中心に説明する。

1ページ、（2）、施行の日について変更している。公布の日から施行し、平成30年4月1日以後の本施設の使用に係る使用料であって、平成29年12月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用することとした。こちらの施行の日については、先ほどの旧堀田邸、武家屋敷と同様のスケジュールで進めさせていただきたいと思う。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 議決事項

議案第1号 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：点検評価報告書（案）については、前回6月の教育委員会会議でご意見、ご指摘をいただいた文章表現や評価などの修正をした。資料の最初に前回指摘事項による修正点等を添付したので、そちらをごらんいただきたい。

主な修正点のみ説明をさせていただく。まず、修正点資料では1ページ目の中段、報告書（案）では14ページ目の下段、公募及び市民主体による美術展の開催について、質的評価をCからBに変更するとともに、評価理由に空調改修工事により4カ月臨時休館した旨を記載するなど表現を改めた。なお、本評価の見直しにより、質的評価におけるB及びC評価の数が変わるので、修正点資料では1ページ目の上段、報告書（案）では少し戻り10ページ目となるが、各評価の該当事業数や割合をあわせて修正をした。

続いて、修正点資料では1ページ目の下段から2ページ目の上段、報告書（案）では23ページになる。学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進については、学校運営委員会の設置校を8校として文章表現を改めた。9校目の上志津中学校だが、平成28年度は設置準備を行っていたものであり、平成29年度から実際に会が開かれるとなる。

続いて、修正点資料の2ページ目中段、報告書（案）では33ページ、特別支援教育の推進についてである。特別支援教育支援員は、週5日勤務として38名分を確保している。前回報告書（案）では週2日、週3日の勤務の方を1人として数えた延べ人数が46名であったが、延べ人数の記載が混在していたことから、38名分という表現で統一をさせていただいた。

その他の箇所についても、各委員からご指摘の趣旨を踏まえ、より適切でわかりやすい表現になるよう見直し、校正をかけさせていただいた。

最後に、修正点資料の3ページ目の一番下、報告書（案）では44ページの通学路の安全確保についてである。数値目標の不審者認知回数30件以下については、検討の結果現状では現行のとおりとしたいと考えている。理由等については、担当課長の学務課長から説明をさせていただく。

【学務課長から説明】

通学路の安全確保の数値目標について申し上げます。

不審者認知回数という目標は、本事業が不審者の発生の抑止を1つの目的とし、本事業を実施することにより学校からの情報に基づく不審者の認知回数を減少させようとする趣旨で設定されたものである。一方、この目標はわかりにくく、解釈により誤解を受けるおそれが多いことから、よりわかりやすい目標に見直すのが好ましいと考えている。そこで、佐倉教育ビジョン後期推進計画における本事業の取り組み指標として明記されているこの目標設定を本年度末の計画改定時期を見据え、例えばパトロール回数などに見直すことを検討してまいりたいと考えている。

したがって、佐倉教育ビジョン後期推進計画の改定がなされる前の現時点においては、現行のとおりとさせていただきたいと考えている。

【教育総務課長から説明】

以上が前回ご指摘をいただいた提案などの主な修正内容である。なお、本日議決いただけたら、8月中に学識経験者の意見をいただき、この意見を加えた点検評価報告書を9月の市議会へ提出し、ホームページ等で公表したいと考えている。また、学識経験者の意見については、教育委員会に対して意見をいただくものなので、教育委員会会議での審議対象とはしていない。このため本日の教育委員会会議では45ページまでの事務局作成分までの報告書（案）についてご審議をお願いできればと思う。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

パトロールについて今ご説明いただき、よくわかったので、また今年度その解決について検討していただいて、わかりやすい数値目標を立てていただければと思う。

【教育長職務代理者】

この37ページの体力向上の推進、これは修正後の文言で中学校区で取り組んでいくと、これは私非常に適切な取り組みであろうと思う。小学校と中学校とばらばらでやるのではなくて、兄弟関係とかいろいろあるので、そういう意味では非常に適切な方法だろうと思っている。こういう文言が入ってくると、ますます安心してくると思うので、ありがとうございます。感想である。

《議決結果》

可決

議案第2号 平成30年度使用教科用図書の採択について

学務課長より上程議案の説明

（期日を指定して公表するもののため、これより秘密会とする。なお、9月1日より開示。）

内容：平成30年度使用教科用図書の採択について説明する。

去る7月7日金曜日に第2回の教科用図書印旛採択地区協議会が開催され、佐倉市から茅野教育長並びに関山教育長職務代理者が協議会委員として出席をされた。そこで、協議会の規約に基づき、特別の教科、道徳の教科用図書と特別支援学級等で用いられる学校教育法附則第9条に規定される一般図書の選定が行われ、別紙のとおりとなった。

議案第2号を1枚めくっていただき、1ページ目、平成30年度使用教科用図書の採択、1番として小学校の検定図書、特別の教科、道徳については、教育出版の「小学道徳 はばたこう明日へ」が採択をされている。それから、次の2ページから3ページ、4ページ、5ページまでにわたり特別支援学級等で使用されます学校教育法の附則第9条で選定される一般図書について掲載がされている。その次のページの6ページに平成27年度から30年度の小学校の検定図書、それから7ページには平成28年度から31年度までの中学校の検定図書について一覧が掲載されている。

まず、特別の教科道徳の選定図書について、1ページ、今回、印旛採択地区協議

会で選定をされたのが、先ほど申したとおり教育出版の「小学道徳 はばたこう明日へ」である。この教科用図書について、選定資料に基づいてその特徴を申し上げる。内容については、さまざまな問題にみずから主体的にかかわろうとする知的好奇心や児童の興味、関心を喚起する教材が発達段階に即して取り上げられている。そして、長嶋茂雄や伊能忠敬など、千葉県出身の人物も取り上げられており、長く教育現場で研究、実践されてきた定番教材が豊富に掲載されている図書である。また、組織、配列については、生命尊重やいじめの防止、情報モラルなどの重要指導内容項目について系統的に学習できるように配置している。教材は、内容項目ごとにまとめて配置され、導入で学習の狙いの明確化を図りながら取り組めるよう配慮されている図書である。さらに、表現や造本についても、児童の発達段階に応じた適切な表現であったり、挿絵や写真などが大きく、読みやすい紙面となっている。特別な教科道徳については以上でございます。

次に、学校教育法附則第9条に規定される一般図書について報告する。

初めに、本年度新規に採用されたものについて、専門調査員の資料をもとに簡潔に説明をする。資料は2ページから5ページの備考欄に新規と示した5冊が対象となる。まず、新規本の1冊目、4ページにある生活・社会の16番、小学館の「ドラえもんちずかん1 につぼんちず」である。内容については、47都道府県や日本各地の自然や名所、全国の鉄道、祭りなどが絵や写真でわかりやすく紹介されている。また、地方ごとに特徴的な動植物や建造物などの絵が載っていて、イメージしやすくなっている。組織、配列は、ドラえもんと一緒に日本を旅する設定になっており、九州から北海道へと順を追って地方ごとに紹介されているものである。

次に、新規本の2冊目、同じく生活・社会の17番、小学館の「ドラえもんちずかん2 せかいちず」である。内容については、色分けされた世界の地図に世界中の国名や暮らしの様子、動物などがわかりやすく紹介されている。また、世界各地の自然や動物、服装、名所などが絵や写真で載っていてイメージしやすく配慮されている。組織、配列については、ドラえもんと一緒に世界を旅する設定になっている。また、日本から世界に旅に出かけるという設定で、アジア、ヨーロッパ、アメリカなどについて紹介がされている。

新規本の3冊目、同じく生活・社会の28番、ひかりのくにの「マナーやルールがどんどんわかる！ みぢかなマーク新装改訂版」である。内容については、マークが大きく強調されており、そのマークが使われている場面が絵で示されている。また、道路標識やトイレ、郵便局などの身近なマークが多く取り上げられている。

そして、新規本の4冊目は、職業・家庭の7番、学研の「あそびのおうさまずかん12 リサイクルこうさく増補改訂」である。内容は、身近にある材料を利用してつくることができる題材が多く取り上げられていて、でき上がった作品を使って楽しく遊ぶことができるようになっている。

最後に、新規本の5冊目について、職業・家庭の13番、小学館の「あーとぶっく ひらめき美術館第1館」である。内容については、世界の名画を紹介し、親しみが持てるようにわかりやすく説明がされている。また、世界の名画を美術に触れるきっかけとなるように取り上げられている。また、組織、配列では、興味、関心に応じて、どのページからでも取り組めるように配列されている。

以上が学校教育法附則第9条に規定される一般図書の新規本についてである。

続いて、平成 30 年度に使用する学校教育法附則第 9 条に規定される一般図書のうち、今年度選定を外れた図書について説明する。5 ページの下にある 10 冊がその本である。この 10 冊については、それぞれの本の中にいじめにつながる言葉や不適切な表現が使われており、それぞれ選定から外れたものである。

次に、平成 30 年度の小学校、中学校で使用する教科書については、同法第 14 条の規定により 4 年間は同一の教科書を採択することとなっている。したがって、小学校はお手元の資料の 6 ページのとおり、中学校はお手元の資料の 7 ページのとおりとなる。このことについては、協議会でも確認がされている。

最後になるが、この教科用図書等の選定結果につきましては、8 月 31 日まで部外秘となっているので、よろしく願います。

(休憩)

【学務課長から追加説明】

先ほど説明をした学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書について、5 ページをごらんください。5 ページの上までが採択をする本である。それから、下にある 10 冊については、採択しない不採択となる本である。説明が不十分であったので、補足をさせていただく。よろしく願います。

《議決事項についての質疑概要》

【教育長職務代理人】

では、確認をする。5 ページの下の枠、平成 30 年度使用云々という、これは採択しない本ということでしょうか。ではそういう見出しをつけたほうがわかりやすいので、その見出しをお願いします。そうすると、2 ページの 1、その他の教科用図書、30 年度使用云々、ここの 30 年度の間かね、ここに採択する図書という、そういう見出しをつけることによって、5 ページの扱いがはっきりする。そういうことでしょうか。

【学務課長】

よろしく願います。

【教育長職務代理人】

そのほか質問いかがでしょうか。事前に委員の皆様には道徳の教科書についてはご検討いただいている。また、そのご検討いただいた結果と今回採用になった結果とあわせながら、何かお気づきの点なり質問なり、あるいは全般のご意見とか。

【委員 1 名より】

先日各社の道徳の教科書を拝見させていただいたところ、こちらの教育出版の「小学道徳 はばたこう明日へ」については、各項目に対してのコメントが非常にはっきりしていて、保護者目線においても、例えば子どもが学校から教科書を家に持って帰ってきて音読するなり家庭学習で使うなりというときに、その項目をぱっと見て、保護者として今子どもは学校でこういったことを勉強しているのだなというのが見出しではっきりとわかるという点において、非常に保護者としても学校で今子どもが何を学習しているのかというのが非常にわかりやすいという点で、良い本であるなど、作りであるなどというふう感じたので、こちらの本が採択される

ということでよろしいかなと思う。

【委員1名より】

いろいろ工夫をされて、初年度だから、いろいろ試行錯誤を繰り返して教科書がよりよくなっていくのだろうと思うが、初年度でとにかく使ってみようというところから始まって、使いやすい教科書が一番いいのかなということで、深くよく検討されていると思う。

【教育長】

8社あるが、1つはノートを付随しているものがあった。そのノートをどう使うかという部分で、ある程度指導を長く、1年間指導する上では、フリーのノートを使うほうが現場サイドではやりやすいのかなというふうなこともある。と同時に、そのノートを使うことによって、制約をしてしまいがちな部分もあるのかなという懸念もあった。2つ目は、字の大きさがちょっと気になる本もあった。それともう一つは、本の大きさが果たしてどうかという部分もあった。本のサイズが合うかという部分があった。トータルしていくと、今委員がおっしゃったそれも含めた数社が使い勝手が非常にいいのかなと思うと同時に、目的に照らしたものと同時に、子どもが入り込みやすい学習内容、教材が入っているという部分では、すぐれた本というふうに私は考えた。

《議決結果》

可決

6 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成29年8月定例会 8月16日(水)午後2時00分より
社会福祉センター2階会議室